

# 海を楽しむ皆さんへ

静岡県海面利用協議会 (公財)静岡県漁業振興基金 静岡県水産資源課



**遊漁を楽しく行うため海のマナー、遊漁に  
関係する法律や規則を守りましょう。**

- ①海に空き缶・ゴミ・廃油等を捨てないようにしましょう。
- ②離岸堤等の立入禁止区域には、絶対に立ち入らないようにしましょう。
- ③漁業施設(養殖いけす・定置網の標識等)や航路標識への係留をしないようにしましょう。
- ④航路及び漁業操業水域で投錨ないようにしましょう。
- ⑤航行する場合、操業中の漁船や施設漁具等から安全な距離(概ね200m以上)をとりましょう。
- ⑥船舶の航行や漁業操業等により、混雑する水域または狭い水域では、引き波等により他の船舶や漁業操業等に迷惑をかけないよう、十分にスピードを落として航行しましょう。また、徐行、見張り等により十分な事故予防措置をとりましょう。
- ⑦海水浴場等、他の海洋レジャーが行われている水域には接近しないようにしましょう。
- ⑧ミニボート等で釣りをする場合は、船舶の往来が多い場所や気象条件等を、十分注意しましょう。
- ⑨甲板上ではライフジャケットを常時着用しましょう。

## 採捕に関する法律・規則

遊漁者の皆さんが使用できる漁具、漁法は、次のものに限られています。(漁業調整規則第43条第1項)

- (1) たも網又はさで網 \*①
- (2) やす(水中眼鏡を利用する場合を除く。) \*①
- (3) は具(火光又は水中眼鏡を利用する場合を除く)
- (4) くまで(幅15センチメートル以下のものに限る)
- (5) 投網(船舶を使用する場合を除く)
- (6) さお釣又は手釣(から釣を除く) \*②
- (7) 徒手採捕
- (8) ひき縄釣り \*③

(1) たも網



(2) やす



(ゴム弾力・水中銃はダメ)

(1) さで網



(3) は具



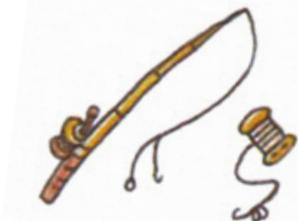
(4) くまで



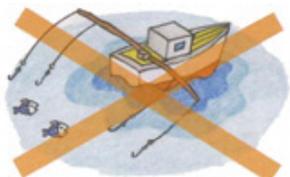
(5) 投網



(6) さお釣又は手釣



(8) ひき縄釣り(トローリング)



(静岡海区漁業調整委員会の承認が必要)

## 採捕に関する法律・規則

遊漁者の皆さんが使用できる漁具、漁法の一部には静岡海区漁業調整委員会の指示が出されているので守りましょう。

- \*① **火光**を利用してたも網、さで網、やすを使用する場合は、静岡海区漁業調整委員会の承認がなければできません。
- \*② 船舶により**まき餌**を使用してさお釣・手釣を行う場合は、1仕掛けにつき、まき餌かご1個、まき餌かごの大きさは直径5cm、長さ15cm以下のものに限ります。
- \*③ **ひき縄**を行うには、静岡海区漁業調整委員会の承認がなければできません。地域振興につながる催しとして行われるものが、承認の対象となり、それ以外での操業は禁止されています。
- \* その他、海区漁業調整委員会の指示による水産動植物の採捕の制限があります。

### 海区漁業調整委員会と「指示」について

漁業調整委員会とは都道府県に設置された行政委員会です。静岡県では、浜名湖を含める一海区について、静岡海区漁業調整委員会(以下、「委員会」)が設置されています。

委員会は、みずから規則を制定し得る準立法機関であり、水産動植物の採捕に関する制限又は禁止等を目的とした「指示」を発出しています。

**「指示」は漁業者だけでなく遊漁の皆さんも守るようお願いします。**

# 採捕に関する法律・規則

## 水産資源を守るための禁止及び留意事項

- ① 特定水産動植物に指定されている、**あわび**、**なまこ**、**しらすなぎ**(全長13cm以下のうなぎを指す)をとってはいけません。  
(漁業法第132条・漁業法施行規則第41条)
- ② 次の表の通り、禁止期間やとってはいけない大きさが定められているものがあります。  
(漁業調整規則第35条、36条、39条抜粋)

水産動植物	禁止期間	水産動植物	とってはいけない大きさ	図(P4)
いせえび★	5月15日から9月15日まで	いせえび★	眼の付根から尾端まで13センチメートル以下	①
さくらえび	6月11日から9月30日まで	とこぶし★	殻長5センチメートル以下	②
てんぐさ★ (とりあしを含む)	11月1日から翌年3月31日まで	さざえ★	殻蓋の径3センチメートル以下	③
あゆ	海面においては10月1日から翌年5月31日まで(浜名湖においては10月1日から翌年3月31日まで)	あさり★	殻長2センチメートル以下	④
ぼら (当歳のものに限る)	1月1日から7月31日まで	はまぐり★	殻長3センチメートル以下	
しらす	1月15日から3月20日まで	真珠貝	殻長6センチメートル以下	
		ぶり	全長15センチメートル以下	⑤

★: 共同漁業権対象種になっている場所では、禁止期間、大きさに関わらず、漁業者の同意なく採捕することができません。(共同漁業権一覽参照(P5・6))

- ③ 爆発物を使用して水産動植物をとってはいけません。  
(水産資源保護法第5条)
- ④ 有毒物を使用して水産動植物をとってはいけません。  
(水産資源保護法第6条)
- ⑤ 水産動植物に有害な物を捨てたり、漏せつてはいけません。  
(漁業調整規則第44条)
- ⑥ 水産資源保護法により指定された保護水面の区域で水産動植物をとってはいけません。  
(漁業調整規則第34条)
- ⑦ 潜水器(アクアリング等の容器を直接身に付けて行う簡易潜水器を含む)を使用して水産動植物をとってはいけません。  
(漁業調整規則第37条)

# 採捕に関する法律・規則

## 大きさの測定方法



写真提供: 静岡県水産・海洋技術研究所

## 共同漁業権一覧

共同漁業権の免許を受けた者(漁業権者)と漁業名称(漁業権対象種)は下より罰せられることがあります。

免許番号	漁業権者	漁業の名称(漁業権対象種)
共第1号	大熱海漁協 いとう漁協 (網代)	いせえび、あわび、とこぶし、さざえ、ばていら、かき、たこ、なまこ、うに、はばのり、わかめ、ひじき、のり、てんぐさ 磯魚刺網、つきいそ
共第2号	初島漁協	いせえび、あわび、とこぶし、さざえ、ばていら、なまこ、のり、てんぐさ 磯魚刺網
共第3号	いとう漁協	いせえび、あわび、とこぶし、さざえ、ばていら、くぼがい、くまのこがい、かき、あさり、はまぐり、たこ、なまこ、うに、はばのり、わかめ、かじめ、あらめ、ひじき、のり、てんぐさ、ふのり、つのまた、とさかのり 磯魚刺網、つきいそ、いわし地びき網
共第4号	伊豆漁協 (稲取)	いせえび、かめので、あわび、とこぶし、さざえ、ばていら、くぼがい、たこ、なまこ、うに、はばのり、わかめ、かじめ、あらめ、ひじき、のり、てんぐさ、ふのり、つのまた、とさかのり 磯魚刺網
共第5号	伊豆漁協 (下田)	いせえび、あわび、とこぶし、さざえ、ばていら、はまぐり、たこ、なまこ、うに、はばのり、わかめ、かじめ、あらめ、ひじき、ほんだわら、のり、てんぐさ、ふのり、つのまた、とさかのり、おおば 磯魚刺網、あじ寄網、ぼら敷網、いわし地びき網
共第6号	伊豆漁協 (下田及び南伊豆)	いせえび、あわび、とこぶし、さざえ、なまこ、てんぐさ、とさかのり 磯魚刺網
共第7号	伊豆漁協 (南伊豆)	いせえび、ふじつぼ、かめので、あわび、とこぶし、さざえ、ばていら、くぼがい、くまのこがい、はまぐり、たこ、なまこ、うに、もずく、はばのり、わかめ、かじめ、あらめ、ひじき、ほんだわら、のり、てんぐさ、ふのり 磯魚刺網、いわし・ぼら敷網、雑魚地びき網
共第8号	伊豆漁協 (松崎)	いせえび、あわび、とこぶし、さざえ、ばていら、なまこ、はばのり、ひろめ、あんとかめ、ひじき、のり、てんぐさ 磯魚刺網、いわし・しらす地びき網
共第9号	伊豆漁協 (田子及び仁科)	いせえび、あわび、とこぶし、さざえ、ばていら、たこ、なまこ、うに、もずく、はばのり、ひろめ、あんとかめ、かじめ、あらめ、ひじき、のり、てんぐさ、ふのり 磯魚刺網、いわし・しらす地びき網
共第10号	伊豆漁協 (安良里)	いせえび、あわび、とこぶし、さざえ、ばていら、くぼがい、なまこ、うに、ひろめ、あんとかめ、ひじき、のり、てんぐさ 磯魚刺網

## 共同漁業権一覧

表のとおりです。漁業権者以外の者が、漁業権対象種を採ると漁業権侵害に

免許番号	漁業権者	漁業の名称(漁業権対象種)
共第11号	伊豆漁協 (土肥)	いせえび、あわび、とこぶし、さざえ、ばていら、くぼがい、まがきがい、あさり、たこ、なまこ、うに、はばのり、かじめ、あらめ、ひじき、のり、てんぐさ 磯魚刺網、いわし地びき網
共第12号	戸田漁協	いせえび、あわび、とこぶし、さざえ、ばていら、くぼがい、たこ、なまこ、あらめ、のり、てんぐさ、つのまた 磯魚刺網
共第13号	内浦漁協 静浦漁協 沼津我入道漁協 田子の浦漁協	いせえび、あわび、さざえ、たこ、なまこ、はばのり、わかめ、ひじき、のり 磯魚刺網、いわし・しらす地びき網、雑魚地びき網
共第14号	由比港漁協	いせえび、あわび、とこぶし、さざえ、たこ、なまこ、わかめ、あらめ 磯魚刺網
共第15号	清水漁協	いせえび、あわび、さざえ、あさり、なまこ、はばのり、わかめ 磯魚刺網、いわし・しらす・たい地びき網、雑魚地びき網
共第16号	清水漁協 (用宗)	いせえび、あわび、とこぶし、さざえ、かき、なまこ、わかめ、かじめ、あらめ、ほんだわら 磯魚刺網、いわし・しらす地びき網
共第17号	焼津漁協 小川漁協 大井川漁協	いせえび、あわび、とこぶし、さざえ、かき、なまこ、うに、わかめ、かじめ、あらめ 磯魚刺網、いわし・しらす地びき網
共第18号	南駿河湾漁協 (吉田) (相良) (地頭方) (御前崎)	いせえび、あわび、とこぶし、さざえ、きさご、かき、はまぐり、たこ、なまこ、はばのり、わかめ、かじめ、あらめ、つのまた 磯魚刺網、あじ・さば地びき網、つきいそ
共第19号	南駿河湾漁協 (相良) (地頭方) (御前崎)	いせえび、あわび、とこぶし、さざえ、たこ、なまこ、かじめ 磯魚刺網
共第20号	浜名漁協	あさり、はまぐり、なまこ、すじあおのり このしろ刺網、ぼら刺網、はぜ刺網、ぼら鵜縄、雑魚地びき網

令和5年9月1日から適用

## 主な漁業権対象種



いせえび



ふじつぼ  
(クロフジツボ)



かめのて



あわび  
(メガイアワビ)



とこぶし



さざえ



ばていら



くぼがい  
(クボガイ)



くまのこがい



きさご  
(ダンベイキサゴ)



まがきがい



かき  
(マガキ)

## 主な漁業権対象種



あさり



はまぐり  
(チョウセンハマグリ)



たこ  
(マダコ)



なまこ



うに  
(アカウニ)



うに  
(ムラサキウニ)



うに  
(バフンウニ)



すじあおのり



もずく



はばのり  
(ハバリ)



わかめ



ひろめ

## 主な漁業権対象種



あんとかめ



かじめ



あらめ  
(アラメ)



ひじき



ほんだわら  
(アカモク)



のり  
(ヒトエグサ)



のり  
(マルバアマリ)



てんぐさ  
(マクサ)



ふのり  
(フクロフノリ)



つまた  
(ツノマタ)



とさかのり



おおば  
(タンバリ)

以上の漁業権対象種写真は、代表的なものの一部であり詳しくは水産資源課にお問い合わせください。水産資源課 054-221-2738  
(写真提供: 静岡県水産・海洋技術研究所)

## 海の資源を守りましょう!

海の資源を増やすため、漁業者・自治体・公益法人等が協力して、栽培漁業(稚魚等の放流事業)に取り組んでいます。

静岡県内で放流される主な魚種と

その放流目標数

マダイ (尾叉長60mm)	95万尾
ヒラメ (全長60mm)	35万尾
トラフグ(全長45mm)	9万尾
アワビ類(殻長15~30mm)	45万個
	(年間放流尾数)



放流サイズのマダイ

### 放流されたマダイ稚魚の様子



海の資源を守り・増やす取組に御協力をお願いします。

- ・ 小型の魚などは獲らないようにしましょう。
- ・ 釣れてしまった小型の魚は放流しよう。
- ・ 放流事業への募金等へ協力しよう。

# 救命胴衣はあなたの命綱 常時着用を



詳しいことは下記にお問合せください。

静岡県経済産業部水産・海洋局水産資源課

TEL 054-221-2738

FAX 054-221-3288



静岡県水産資源課

検索

海上保安庁 118

令和5年3月発行